

① 件 名
平成30年人事院勧告に伴う給与改定等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】              平成30年8月10日に人事院が国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.16%）を埋めるため、俸給表の水準引上げとボーナスの引上げ分（0.05月分）を勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分する等の勧告をした。</p> <p>【目的】              地方公務員法の給与決定原則に基づいて国家公務員の給与に準拠するものであることから、本市職員の給与についても必要な改正を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】              平成30年人事院勧告（平成30年8月10日勧告）              一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成30年11月30日法律第82号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成30年11月28日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案成立
⑤ 主な内容
<p>1 一般職等に係る改正（月例給：平成30年4月1日遡及適用、ボーナス：公布の日から施行し、平成30年12月支給分から遡及適用）</p> <p>(1) 給料表の改定              行政職給料表の平均0.2%の引上げ。医療職及び幼稚園職給料表は行政職給料表との均衡を基本に所要の改定。再任用職員については、400円の引上げ              ※特定任期付職員については1,000円の引上げ</p> <p>(2) 初任給調整手当              医療職給料表の改定に伴い、医師への支給月額限度を414,800円に引上げ（+500円）</p> <p>(3) 宿日直手当の改定              勤務1回に係る支給額の限度を21,000円に引き上げ（+1,000円）</p> <p>(4) ボーナスの改定              民間の支給割合に見合うよう引上げ、勤務実績に応じた給与推進のため、0.05月を勤勉手当に配分（期末勤勉手当年4.4月から4.45月へ）              併せて、再任用職員の勤勉手当も0.05月引上げ（年2.3月から2.35月へ）              なお、特定任期付職員の期末手当も0.05月引上げ（年3.3月から3.35月へ）</p> <p>※特別職（市長、副市長、教育長、市議会議員）の給与（報酬）・期末手当については、改定なし</p>

- 2 勤務1時間当たりの給与額（平成31年4月1日施行）  
時間外勤務手当等の計算及び給与の減額計算に用いる勤務1時間当たりの給与額単価の算出方法について、労働基準法の規定に準じた計算方法に改めるもの。

【現行】  $(\text{給料} + \text{地域手当}) \times 12$ （月）

$\frac{\quad}{1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52}$ （週）

【改正後】  $(\text{給料} + \text{地域手当} + \text{特殊勤務手当（月額）} + \text{管理職手当} + \text{初任給調整手当}) \times 12$ （月）

$\frac{\quad}{(1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{ 週}) - \text{規則で定める時間数（休日} \times 7 \text{ 時間} 45 \text{ 分）}}$

※休日：毎年4月1日から3月31日までの祝日（土曜日除く）及び年末年始休日（土・日曜日除く）

《給料表改定・モデルケース》

（単位：円）

区分	号給（モデル）	現給料	改正給料	改定額	改定率
部長級	8級26号給	455,400	455,800	400	0.1%
次長級	7級32号給	425,700	426,100	400	0.1%
課長級	6級56号給	401,900	402,300	400	0.1%
課長補佐級	5級68号給	384,700	385,100	400	0.1%
主幹級	4級49号給	353,800	354,200	400	0.1%
主査・主任級	3級50号給	309,200	309,600	400	0.1%
主事級	2級13号給	213,600	214,700	1,100	0.5%
主事級	1級5号給	147,100	148,600	1,500	1.0%
労務職	4級48号給	296,500	296,900	400	0.1%

《賞与・12月期総支給額》

（単位：円）

区分	改正前	改正後	改定差額	備考
一般職平均	917,185	937,414	20,229	※43歳・大卒

《一般職の平均的（43歳）な支給額の差額》

（単位：円）

給料差額	賞与差額	差額支給額	備考
3,600	20,229	23,829	※差額支給額より所得税他が控除される。

## ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

### 【市財政への負担】

平成30年度給与改定に伴う影響額 66,775千円（年度間比較共済費含む）

平成31年度1時間当たり給与額改正に伴う影響額 53,206千円（時間外勤務手当分）

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県：人事委員会による勧告により平成30年11月定例会に提案予定

東松島市：平成30年第4回定例会（12月）に追加提案予定

女川町：平成30年12月議会に提案予定

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年12月 市議会第4回定例会へ石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正及び平成30年度一般会計及び各種特別会計補正予算案を追加提案

## ⑨ その他